

Q & A

Question	Answer
大学や病院等の第一種施設の場合に第二種施設がある場合、扱いはどうなるのか？	第二種施設の部分についても、第一種施設の規制が適用されます。 (ただし、施設の機能や利用者が明確に異なる場合や施設が明確に区分されている場合は、それぞれの施設区分の規制が適用になります。)
複合施設（ショッピングモールや家電量販店等）の場所に第一種施設（薬局や診療所等）がある場合、扱いはどうなるのか。	当該第一種施設に限り、第一種施設の規制が適用されます。
施設管理者とはどのような人が該当するのか？	施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある方をいいます。 また、事実上、現場の管理を行っている方も該当します。例えば、店長、施設長、工場長やいくつかの店舗を担当しているエリアマネージャーなどが想定されます。
居酒屋の個室であっても喫煙をする際には、専用の喫煙室の設置が必要？	専用の喫煙室の設置が必要です

Question	Answer
<p>カフェのテラスなど一部にしか屋根がない場合は、「屋外」になるのか？</p>	<p>外気流入が妨げられる場所で、屋根があり、側壁により概ね半分以上覆われている部分は屋内となります。壁等の材質は問いませんがたばこの煙を通さないことが条件です。 ただし、飲食店のテラス席については、店内に煙が流入しないよう側壁が半分以上覆われていない場合であっても店内の境界が壁やガラスなどで覆われていない場合は、屋根に覆われている場所は屋内となります。</p>
<p>ビル内にある飲食店が喫煙専用室を設置した場合、施設の出入口に標識の掲示が必要になるが、施設の出入口とは、各々の施設の出入口か？それとも建物の出入口か？</p>	<p>各々の施設の出入口です。</p>
<p>専用の喫煙室の室外が施設の屋外の場合、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか？</p>	<p>技術的基準はありません。</p>
<p>紙巻たばこを吸える喫煙専用室のフロア分煙は可能か？</p>	<p>可能ですが、紙巻たばこの喫煙フロアでは喫煙以外の行為はできません。</p>
<p>吹き抜け階段でフロア分けをしている飲食店については、フロア分煙をしてもよいのか？</p>	<p>壁、天井によって区画されていることが必要であるため、フロア分煙にはできません。</p>
<p>喫煙が可能な場所には、20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶ為や清掃するために立ち入る場合も、禁止となるのか。</p>	<p>20歳未満の人は、喫煙が可能な場所の立入は禁止です。20歳未満の人が、喫煙場所に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。</p>
<p>ビル内の飲食店の管理者がビルの施設管理者に許可を取って喫煙室を設置した場合について、基準を違反した喫煙室が設けられた際の指導対象者はビル側か飲食店側かどちらになるのか。</p>	<p>飲食店側がビル側から許可を受けて設置を行っているため、原則は飲食店側が指導対象になると考えます。</p>
<p>「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいのか。</p>	<p>出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。</p>